

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	ディップ株式会社		コード	2379
提出日	2025/4/30	異動（予定）日	2025/5/22	
独立役員届出書の提出理由	・定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため ・社外取締役島田由香氏及び社外取締役監査等委員今津幸子氏が退任するため			
☒	独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	馬淵邦美	社外取締役	○														○	有
2	竹内香苗	社外取締役	○														○	有
3	大塚直人	社外取締役	○											△			新任	有
4	田邊えり子	社外取締役	○														○	有
5	丸山みさえ	社外取締役	○														○	有
6	高木智宏	社外取締役	○														○	新任 有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当する事項はありません。	馬淵邦美氏は、グローバル企業を含む複数の事業会社の経営者として豊富な経営経験と高い見識に基づくコーポレート・ガバナンス体制の強化を推進しております。また、デジタルマーケティングやAI等の最新のテクノロジーに関する豊富な経験及び高い知見を有しております。社外取締役としての監視・監督機能の他に、今後、引き続き企業経営の豊富な経験を生かした経営体制の透明性の確保やマーケティング及びテック／ロジック領域の助言・提言を期待しております。 当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり選任と判断したため、社外取締役候補者となりました。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
2	該当する事項はありません。	竹内香苗氏は、報道番組のキャスターや経営者へのインタビュー等の豊富な経験を通じて、女性活躍推進・多様な働き方を促す幅広い分野の社会課題に関する高い知見を有しております。取締役会では、豊富な経験から醸成された客観的な視点から、コンプライアンスやリスクマネジメントに関する指摘・提言を行い、取締役会の議論の活性化に貢献しております。社外取締役としての監視・監督機能の他に、今後、引き続き社会課題に関する豊富な見識を生かし、当社が取り組む社会課題に関しての有効な助言や、コンプライアンスやリスクマネジメントの強化に向けた助言・提言を期待しております。 当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり選任と判断したため、社外取締役候補者となりました。 同氏は、直接会社経営に關した経験はありませんが、上記の理由に加え、他社での社外取締役としての実績もあることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
3	当社の取引先銀行である株式会社みずほ銀行出身で、2025年3月末日まで在籍しております。なお、当社は同行とコミットメントライン契約を締結しておりますが借入金はありません。	大塚直人氏は、株式会社みずほ銀行において法人業務を歴任し、テック企業などのスタートアップや成長企業の資金調達、事業計画策定、財務戦略の支援に一線で携わり、営業、会計／財務に関して豊富な経験を有しております。また、こうした経験から、デジタル／ロジックを活用したビジネスモデルや事業戦略への高い知見を有しております。社外取締役としての監視・監督機能の他に、会計／財務に関する豊富な見識を生かし、当社の中期的な成長戦略における戦略の策定や、資本政策における株主価値の最大化に関しての有効な助言・提言を期待しております。 当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり選任と判断したため、社外取締役候補者となりました。 同氏は、当社の取引先銀行である株式会社みずほ銀行に在籍しておりましたが、2025年3月末日時点で退職しており、同行の意向に影響される立場にありません。また、当社は同行からの借入金はなく、他にも複数の金融機関と取引を行っていることから当社の経営に影響を受けることとはなく、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
4	該当する事項はありません。	田邊えり子氏は、テンブスタッフ株式会社（現 パーソルテンブスタッフ株式会社）において、同社の提供するウェブサイト及びウェブシステムの構築・IT分野を中心に多数のプロジェクトに携わり、経営及びリスクマネジメントに関して豊富な知見や経験を有しております。2019年5月より当社社外取締役として、テクノロジー分野におけるデジタル／ロジック分野の推進を含む企業経営全般の助言・提言及び監視・監督機能を発揮しております。引き続き独立した立場からこれまでの経験と役割を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化することと期待しております。 当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり選任と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
5	該当する事項はありません。	丸山みさえ氏は、公認会計士として常に公正不偏の態度を保持し、高い専門性と実務上の経験を有するほか、他社の社外監査役を歴任された経験から会計／財務並びに税務に深く精通しております。これまでの経験と役割を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能を強化することと期待しております。 当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり選任と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 同氏は、直接会社経営に關した経験はありませんが、上記の理由に加え、他社での社外監査役としての実績もあることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
6	該当する事項はありません。	高木智宏氏は、弁護士として、専門領域である企業法務・リスクマネジメントにおいて豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験を通じて培われた幅広い見識を当社の経営の監督に活かし、取締役会の意思決定機能及び監査・監督機能の強化を期待しております。 当社が引き続き持続的な企業価値向上を目指すに当たり選任と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。 同氏は、直接会社経営に關した経験はありませんが、上記の理由に加え、他社での社外監査役としての実績もあることから、職務を適切に遂行できるものと判断しております。 同氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

4. 補足説明

当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」という）は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、社外取締役が次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外取締役は当社グループからの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
1 当社グループの業務執行者（業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役（業務執行取締役）に該当しない取締役役をいう）は含まれない。）又は過去10年以内（ただし、過去10年以内のいずれかにおいて当社グループの非業務執行取締役（業務執行取締役）に該当しない取締役役をいう）、監査役であったことのある者については、それらの役職への就任（前10年）において当社グループの業務執行者であった者。
2 当社グループの主要株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10％以上を保有する者）、又はその業務執行者である者。
3 当社グループを主要な取引先とする者、又はその業務執行者である者。
4 当社グループの主要な取引先又はその業務執行者である者。
5 当社グループの会計監査人又はその社員等として、当社の監査業務を担当している者。
6 当社グループから役員報酬以外に、年間100万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社グループから得ている財産が年間収入の2％を超える団体の業務執行者である者に限る。
7 過去3年間に於いて、上記2から6のいずれかに該当していた者。
8 上記1から7のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の二親等内の親族。
9 当社グループにおける社外役員（社外取締役又は社外監査役をいう）として在任期間が満了して8年を超える者。
10 前各号のほか、当社グループと利益相反関係が生じうると、独立性を有する社外取締役としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者。
※「主要な取引先」とは、直近の事業年度における取引額が、年間連結売上高の2％を超える場合をいう。
以上の基準に加え、当社グループ取締役の法令順守や経営管理に対する監査・監督に必要な幅広い知識と豊富な経験を有することを社外取締役の選任の目的とする。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（i.及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の属性は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意してください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近視者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。